民生文教常任委員会

- 1 開 議 令和3年12月6日(月) 午前10時00分
- 2 場 所 委員会室 2
- 3 付議事件及び順序
 - 日程第 1 議案第77号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例の制定について
 - 日程第 2 議案第78号 大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 3 議案第79号 大田原市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の 制定について
 - 日程第 4 議案第80号 大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 5 議案第81号 大田原市火葬場の指定管理者の指定について
 - 日程第 6 陳情第 4号 18~39歳の若者及び18歳未満の子どもへの新型コロナワクチン接種 事業推進の中止を求める陳情書
 - 日程第 7 陳情第 5号 新型コロナワクチン非接種者への差別禁止に関する陳情書
 - 日程第 8 陳情第 6号 学校及び保育機関でのマスク着用推奨中止を求める陳情書
 - 日程第 9 民生文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

民生文教常任委員会名簿

委員長 髙 瀨 重 嗣 出席 副委員長 新 巻 満 雄 出席 委 員 大 塚 正 出席 義 前 田 則 隆 出席 滝 出席 田 郎 大豆生田 春 美 出席 引 地 達 雄 出席

当 保健福祉部長 村 雄 出席 局 越 祉 課 男 福 長 安 在 保 出席 保 育 課 長 松 浦 正 男 出席 市民生活部長 植 竹 剛 出席 国 民 年 金 課 長 五月女 真 出席 生活環境課長 小 室 雄 司 出席

事務局 植 竹 広 出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長(高瀬重嗣君) ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより民生文教 常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

当局の出席者は、村越保健福祉部長、安在福祉課長、松浦保育課長、植竹市民生活部長、五月女国保年金課長、小室生活環境課長です。

- ◎議案第77号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例の制定について
- ○委員長(髙瀨重嗣君) それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第77号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を 求めます。

村越保健福祉部長。

- ○保健福祉部長(村越雄二君) 本議案につきましては、所管しております保育課長が同席しておりますので、保育課長のほうから説明のほうをさせていただきます。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 松浦保育課長。
- ○保育課長(松浦正男君) それでは、早速なのですが、議案第77号 大田原市家庭的保育事業等の設備及 び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明させていただきます。

資料は38ページからになります。40ページの議案書補助資料も併せて御覧ください。本条例は、家庭的保育事業等の認可基準を定めるものですが、準則となる国の基準、こちらが一部改正があったことにより本市の条例の改正を行うものです。

内容としましては、デジタル化の推進に伴い、事業者等の業務負担の軽減の観点から、事業者等が行う 事業に係る諸記録の作成、保存等について、書面に代えて電磁的方法による対応も可能とするために、準 則どおりに条例の一部を改正するものです。

41ページの新旧対照表で説明させていただきます。まず、目次に第6章、雑則(49条)、そして本則に 電磁的……

○委員長(髙瀨重嗣君) 少々お待ちください。今、多分ローディングになってしまっている。資料がちょっと今タブレットに出ていませんので、少々お待ちください。何か1回出ていたのですけれども、ローディングになってしまって。出ましたか。

(「出てきました」と言う人あり)

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 今出ました。では、どうぞお続けください。
- ○保育課長(松浦正男君) では、41ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。まず、目次に第6章、雑則(49条)です。本則に電磁的記録第49条として、書面に代えて電磁的方法による対応も可能とする旨を追加いたします。

39ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するといたします。

以上で大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制 定につきましての説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

○委員長(髙瀨重嗣君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(髙瀨重嗣君) 質疑はないようですので、質疑を終わります。 これより意見を行います。

(「なし」と言う人あり)

- ○委員長(髙瀬重嗣君) 意見はないようですので、意見を終わります。 それでは、採決いたします。議案第77号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」と言う人あり)
- ○委員長(髙瀨重嗣君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

- ◎議案第78号 大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ○委員長(高瀨重嗣君) 次に、日程第2、議案第78号 大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を 求めます。

保健福祉部長。

- ○保健福祉部長(村越雄二君) 本議案につきましても、所管しております保育課長が同席しておりますので、保育課長のほうから説明のほうをさせていただきます。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 保育課長。
- ○保育課長(松浦正男君) それでは、議案第78号 大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明させていただきます。 資料は49ページからになります。46ページの議案書補助資料も併せて御覧いただきたいと思います。本

条例は、子ども・子育て支援制度における給付に関わる基準を定めるものです。前の77号の条例と同様に、

準則となる国の基準改正に伴い、電磁的方法による諸記録の作成、保存の規定を追加するものです。しかし、前の条例とは違いまして、既に保護者との手続においては電磁的方法によることが可能であったことから、今回の改正により整理統合し、包括的な内容として追加するものです。

47ページ、新旧対照表で説明させていただきます。目次に、第4章雑則(第53条)を追加いたします。 さらに、これまでの電磁的方法による内容を第53条として一本化するため、保護者との手続に関する本則 の第5条第2項から「第6項及び第38条第2項」を削除し、第3章の次に第4章、雑則及び電磁的記録等 第53条として追加いたします。

なお、53条につきましては、第1項では前の条例と同様に、書面等に代えて電磁的記録により行うことができる旨を新たに規定し、第2項から第5項は、改正前の旧第5条を整理した内容とし、第6項では、書面等による手続を電磁的方法とした場合の読み替えを規定しています。

また、今回の改正に併せ、その他所要の規定の整備としまして、第42条第1項第3号を修正しております。

最後に、45ページに戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するといたします。

以上で、大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例につきましての説明を終わります。ご審議お願いいたします。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。 滝田委員。
- ○委員(滝田一郎君) この内容ではないのですけれども、これ非常に私も当然必要なことだというふうに 思っているのですけれども、この該当施設との調整というか、今まで既に電磁的なものであったものを組 み替えるということなので、その説明などは円滑にできているのでしょうか。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 保育課長。
- ○保育課長(松浦正男君) 以前から保護者とのやり取りについては電磁的なものも許可されておりましたが、ほとんどがまだペーパーでのものになっております。今回の資料等の作成等についても今回許可されたということですので、該当施設のほうにはその旨伝えて、円滑に進むようにしたいと考えております。以上です。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(髙瀨重嗣君) 質疑はないようですので、質疑を終わります。 意見を行います。意見ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(髙瀨重嗣君) 意見はないようですので、意見を終わります。 それでは、採決をいたします。

議案第78号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(髙瀨重嗣君) 異議なしと認めます。

よって、議案第78号 大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第79号 大田原市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(高瀬重嗣君) 次に、日程第3、議案第79号 大田原市重度心身障害者医療費助成に関する条例 の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を 求めます。

保健福祉部長。

- ○保健福祉部長(村越雄二君) 本議案につきましても、所管しております福祉課長が同席しておりますので、福祉課長のほうから説明のほうをさせていただきます。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 安在福祉課長。
- ○福祉課長(安在保男君) 議案第79号 大田原市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレット55ページの議案書補助資料を御覧ください。本条例は、心身に重度の障害のある方々の医療に係る経済的負担を軽減し、健康の保持増進を図るため、昭和48年度から身体、知的障害者を対象に、県の補助の下に助成しているものでありますが、令和4年4月1日から対象者が精神障害者保健福祉手帳1級所持者に拡大されることから、今回条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表によりご説明いたしますので、タブレット56ページを御覧ください。第2条第1項中の一、二をいずれかに改め、第4号として、精神保健福祉センターにより精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級と認定されたものであることを加えます。

54ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は、令和4年4月1日より施行するといたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。 滝田委員。
- ○委員(滝田一郎君) これに関して、まず現物支給なのか償還払いなのかということを確認したいという ことです。まず一問一答なので、それで。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 福祉課長。
- ○福祉課長(安在保男君) こちらにつきましては、今のところまだ償還払いです。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 滝田委員。
- ○委員(滝田一郎君) この分野は、何か幅というか対象者がどうなのかなとちょっと常に思っていたのですけれども、どのぐらい該当者というか、該当者がどのくらいいて、年間にどのぐらいその償還払い請求、請求しない人もいるかもしれませんけれども、利用しているのか。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 福祉課長。

○福祉課長(安在保男君) 現在のところ、身体障害者が1,128人、知的障害者が139人、それと重度心身障害に該当する場合、身障手帳の3級、4級にIQ50の方、この方も加わりますので、この方は23人、合計で1,290人という状況です。新たに精神保健福祉手帳の1級所持者というのは、令和3年4月1日現在では109人おります。金額的に申し上げますと、令和2年度実績が9,594万円、それと元年が9,676万2,000円、令和2年度はコロナの関係もあって受診控えがありましたので、多少下がっております。

以上です。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 滝田委員。
- ○委員(滝田一郎君) これはあれですか、市で把握できるのかどうか分からないのですけれども、どのぐらいの方が償還払い請求なさっているのでしょうか。100%ではないでしょうね。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 福祉課長。
- ○福祉課長(安在保男君) 把握はちょっと困難なのですが、100%ではないことは事実だと思います。本市 といたしましては、できるだけ償還払いから現物給付に変えてくれということで、市長会を通じて要望し ております。

以上です。

○委員長(髙瀨重嗣君) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(髙瀨重嗣君) 質疑はないようですので、質疑を終わります。 これより意見を行います。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(髙瀨重嗣君) 意見はないようですので、意見を終わります。

それでは、採決をいたします。

議案第79号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(髙瀬重嗣君) 異議なしと認めます。

よって、議案第79号 大田原市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

- ◎議案第80号 大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 日程第4、議案第80号 大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定 についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を 求めます。

植竹市民生活部長。

○市民生活部長(植竹 剛君) 本案件につきまして、議会本会議におきまして議案上程の際、概略を説明 させていただいたところでございますが、本日は国保年金課長、五月女課長が同席しておりますので、課 長より改めてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

- ○委員長(髙瀬重嗣君) 五月女国保年金課長。
- ○国保年金課長(五月女 真君) それでは、議案第80号 大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条 例の制定についてご説明いたします。

議案書補助資料の59ページをお開き願います。出産育児一時金につきましては、国の法律である健康保険法及び同法施行令に基づく保険給付として、国民健康保険や社会保険などの被保険者、またはその被扶養者が出産したときに出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度であります。支給額につきましては、出産費用等の状況を踏まえ、弾力的な改定を実施するため、企業などの被用者が加入している社会保険等は政令で、市町村の国民健康保険は条例で、それぞれ規定されておりますが、国民健康保険の被保険者が出産した場合には、分娩費等で40万4,000円と、加算額である産科医療補償制度の掛金として1万6,000円を加えた42万円が支給されております。

このたび、国の社会保障審議会医療保険部会において、平成27年1月以来となります産科医療補償制度の掛金や補償対象基準の見直しが行われました。この今回の改正は、この見直しに伴いまして国の健康保険法施行令が改正されたため、出産育児一時金の支給額と加算額を合わせた総額は、少子化対策の観点から42万円を維持した上で、出産育児一時金の支給額を40万4,000円から40万8,000円に改正するものです。また、加算額につきましては、本市では規則により産科医療補償制度の掛金として1万6,000円を加算しておりますが、今回国に合わせて規則を改正し、1万2,000円に引き下げることとなりました。

それでは、新旧対照表からご説明申し上げますので、60ページをお開き願います。改正条文につきましては、第7条第1項本文中、「40万4,000円」を「40万8,000円」に改めるものです。

附則につきましては、58ページをお開き願います。第1項は施行期日でありまして、この条例は、令和4年1月1日から施行すると定めるものであります。第2項は経過措置で、この条例による改正後の大田原市国民健康保険条例第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者の出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者の出産育児一時金については、なお従前の例によるものと定めるものでございます。

以上で議案第80号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。 滝田委員。
- ○委員(滝田一郎君) 59ページのこれに対してどうこうという意味ではないのですけれども、ちょっとこの議案概要の文言が、ちょっと私にはよく理解できないのですけれども、「掛金が引き下げられました」というくだりから、「これに伴い」ということで、金額的なことはいいのですけれども、この前置きの部分がよく理解できないのですけれども、コメントしてもらえたらありがたいのですけれども。何か私素人なので、言葉がつながっていない感じで。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 滝田委員、どの部分がつながっていないと思いますか。
- ○委員(滝田一郎君) つながっていないというか、この意味がちょっと私は理解できていないのです。「掛金が引き下げられました。これに伴い総支給額は」というこのくだり、この辺なのですけれども。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 国保年金課長。

○国保年金課長(五月女 真君) 59ページの補助資料の内容でございますが、この出産育児一時金の改正 につきましては、出産育児一時金の中に分娩費等で40万4,000円、現行です。プラス加算額として産科医療 補償制度の掛金の1万6,000円を加算額に加えて、合わせた総体の金額が42万円になるということで、片方 の加算額が引き下げられたために、片方の分娩費と40万4,000円を引き上げないと42万円にならないという ことになります。そうしないと被保険者の不利益が生じてしまうということで、今回国のほうの改正、それに伴いまして条例も改正するという内容になってございます。

以上でございます。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 滝田委員。
- ○委員(滝田一郎君) ちょっと私読み方が悪いのかもしれないのですけれども、この3行目の掛金という のは、イコール加算額と読み替えていいわけなのですか。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 国保年金課長。
- ○国保年金課長(五月女 真君) 委員さんおっしゃるとおりでございまして、加算額イコール掛金という ことで、よろしくお願いしたいと思います。 以上です。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 大塚委員。
- ○委員(大塚正義君) 先ほどの産科医療補償制度、これらの掛金ということで支出しておるところなのですが、この産科医療制度というのは、市のほうに例えば何件使われたとか、そういった報告というのはあるのですか。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 国保年金課長。
- ○国保年金課長(五月女 真君) お答えいたします。

こちらのほうの産科医療制度の対象者の件数ですか、それについてもこちらのほうは報告はございません。そちらのほうの対象者が何人だったということは、報告等は市のほうにもございません。

以上です。

○委員長(髙瀨重嗣君) 質疑ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) ほかに質疑はないようですので、質疑を終わります。 これより意見を行います。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(髙瀨重嗣君) 意見はないようですので、意見を終わります。

それでは、採決をいたします。

議案第80号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(髙瀨重嗣君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号 大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第81号 大田原市火葬場の指定管理者の指定について

○委員長(髙瀨重嗣君) 次に、日程第5、議案第81号 大田原市火葬場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を 求めます。

市民生活部長。

- ○市民生活部長(植竹 剛君) 81号、本案件につきましても、議会本会議におきまして議案上程の際、概略を説明させていただいたところでございますが、本日生活環境課、小室課長より改めてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 小室生活環境課長。
- ○生活環境課長(小室雄司君) それでは、議案第81号 大田原市火葬場の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

資料は61ページからになります。大田原市火葬場につきましては、平成25年度から現在の指定管理者による指定運営を行ってまいりましたが、指定期間が令和4年3月31日をもって満了することから、同年4月1日以降の指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1、管理を行わせる公の施設の名称及び所在地につきましては、大田原市火葬場、大田原市若草1丁目 1475番地4であります。2、指定管理者となる団体の名称及び代表者並びに所在地につきましては、株式会社五輪・株式会社宮本工業所共同事業体、代表者は株式会社五輪、代表取締役、宮本幸司朗、富山県富山市奥田新町12番3号でございます。3、指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間であります。

62ページの議案書補助資料を御覧ください。火葬場の指定管理者は、火葬炉等の設備の維持管理をする会社と、業務全般を運営する会社の共同事業体という形態が多く、選定された団体の現在の指定管理者でございます。代表団体である株式会社五輪は、斎場の運営、保守管理を主な業務とし、構成団体である株式会社宮本工業所は、焼却炉の設計、施工、附帯設備の運営維持管理を主な業務としております。

63ページの指定管理者選定委員会の結果を御覧ください。指定管理者の選定に当たりましては、大田原市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づき、本年7月15日に公募を開始し、1団体から応募を受け、10月4日に開催されました大田原市指定管理者選定委員会において資料の審査及びヒアリングを行い、安定した能力の保持、サービスの向上等を総合的に評価して、選定基準により採点が行われた結果、株式会社五輪・株式会社宮本工業所共同事業体を指定管理者の候補として選定したところであります。

64ページの仮協定書を御覧ください。仮協定書を11月5日に締結し、議会の議決を経て、甲が乙を公の施設の指定管理者として指定することにより、当該指定の日に基本協定を内容とする本協定が締結されることになります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。 大塚委員。
- ○委員(大塚正義君) 今回1社の方が応募になって締結されたということなのですが、市ではこういった 業者、結構特殊な業務かなと思われますので、ほかにどんな業者があるかという、幾つかのそういうJV で把握されている会社というのはあるのですか。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 生活環境課長。

以上です。

- ○生活環境課長(小室雄司君) 幾つかあるのは確認しているのですが、今回の場合、公募で応募した経緯なので、1社ということになります。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 質問よろしいでしょうか。

コロナ禍で火葬場の運営はかなり大変になったというか、火葬場の中での運営とかというのは大変だと 思うのですが、何か生活環境課さんのほうで、この選定業者なんか大変だというような状況というのは把握されていらっしゃいますか。

- ○生活環境課長(小室雄司君) 指定業者のほうから、やはり対面、直接接しないような手続を取ったりですとか、あとは消毒です。毎回終わるたびに消毒をするとかいう業務は増えているということは受けております。ただ、何もその後はトラブルもなく動いているということで報告は受けております。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) ほかに質疑ございませんか。 前田委員。
- ○委員(前田則隆君) 今、火葬場に親族が行く場合、1組当たり何名とか制限があると思うのですが、ロビーにちょっと数以上に、和室に入れないのだけれども、外にたむろして結構密になっているところもありましたので、それよりは中にも入ってうまく、どのような今制限になっているか、ちょっとお聞きしたいのですが。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 生活環境課長。
- ○生活環境課長(小室雄司君) お答えします。

ただいま委員さんおっしゃるように20名の指定をしております。ただ、20名ということで、きっかり20名以上は駄目だという話ではないので、そこは業者のほうが融通を利かせて、なるべく見ながらやっています。ロビーに関しましても、たむろっているというところは、業者のほうが促しまして、なるべく部屋に入っていただきたいというところを指導しております。

以上です。

- ○委員長(髙瀬重嗣君) はい、部長。
- ○市民生活部長(植竹 剛君) ちょっと付け加えさせていただきます。

一時期は10名まで絞っておりました。栃木県で解除になった後に20名に緩和したというところもございます。こちらにつきましては、隣の那須塩原市さんも使うことがございますので、那須塩原市さんのほうの業者にも指示をしまして、そういった形を取らせていただいているという状況でございます。

以上です。

○委員長(髙瀨重嗣君) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(髙瀨重嗣君) 質疑はないようですので、質疑を終わります。 これより意見を行います。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(髙瀨重嗣君) 意見はないようですので、意見を終わります。

それでは、採決をいたします。

議案第81号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(髙瀨重嗣君) 異議なしと認めます。

よって、議案第81号 大田原市火葬場の指定管理者の指定については、原案を可とすることに決しました。

執行部はご退席いただいて結構です。どうもご苦労さまでした。 暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時34分 再開

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 会議を再開いたします。
 - ◎陳情第4号 18~39歳の若者及び18歳未満の子どもへの新型コロナワクチン接 種事業推進の中止を求める陳情書
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 次に、日程第6、陳情第4号 18~39歳の若者及び18歳未満の子どもへの 新型コロナワクチン接種事業推進の中止を求める陳情書について議題といたします。

陳情第4号の説明を事務局に求めます。

事務局、お願いします。

○事務局(植竹 広君) 陳情第4号 18~39歳の若者及び18歳未満の子どもを対象にした新型コロナワクチン接種事業推進の中止を求める陳情書についてご説明いたします。

提出者は、栃木県佐野市新吉水町547—2、栃木命と人権を守る市民の会、代表幹事、葛西慶子氏であります。栃木命と人権を守る市民の会は、設立は、今年の9月17日に設立し、現在183名の会員数であります。会の活動経緯についてですが、10月2日に宇都宮インターパークでストップワクチンパスポート、ストップ子どもへのワクチンを掲げてデモ街宣活動を行い、今年の10月8日から栃木県で行われた18歳から39歳の若者を対象としたワクチン接種促進キャンペーンの即時中止を求めるウェブ署名を行い、同月25日に栃木県議会へ要望書等の提出や、県の感染対策への意見交換会を行いました。また、本市議会同様に、県内14市10町へ陳情を提出しております。会の活動目的としては、栃木県に住む人同士が命と暮らし、人権と尊厳を守るための意見交換会の場を提供しており、特定の政党や政治団体とは一切関係のない独立した市民団体とのことです。

それでは、陳情内容についてご説明いたします。陳情の理由、この度厚生労働省は、治験の終わっていない新型コロナワクチンの国民への接種事業を行うよう各都道府県へ依頼、現在市町村において本ワクチン接種事業が行われています。ところが、これはmRNAという今まで使われてこなかった新技術を使用したワクチンであり、ワクチン接種後の中長期的影響が未知のワクチンであります。2011年10月22日の第71回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会の資料によると、接種後の死亡報告はファイザー社で1,268件、武田/モデルナ社で44件の合計1,312件となっています。

さらに、10代の死亡も3件報告されており、この1年半コロナウイルス感染症で死亡・重症化のほとんどない10代において、若者へのワクチン接種がスタートしてからこの短期間に、すでに3名もの尊い命が失われています。

このような状況の中、未来ある若者や子どもたちに対し本ワクチンを接種させる事は治験へ参加させる 事と同義であり、即ち死と隣り合わせの未知のリスクを負わせる行為である為、本ワクチン接種事業推進 の中止を陳情いたします。

説明は以上であります。陳情についてご審議くださいますようお願いいたします。

- ○委員長(高瀨重嗣君) 説明が終わりましたので、これより陳情第4号に対する意見を行います。 大塚委員。
- ○委員(大塚正義君) 今回のこの陳情書に関し、陳情者皆様のお考えはよく分かりました。私は、COV I D—19用mRNAワクチン、この有効性や副反応については、世界保健機構WHOやアメリカ疾病予防管理センターCDC、また日本の新型インフルエンザ等対策有識者会議等でもたくさん議論され、現在に至っていると思います。集団免疫を獲得する上で罹患者を少しでも減らし、また重症化や命を落とす方々を少しでもなくしたいと考えています。現在、COVID—19用治療薬がない中で、市民に悲しい思いをさせないため、今できることを行っていきたいというふうに思います。これからも接種対象者の意見を尊重し、同意なきものは行わないことが大原則になることは言うまでもないと思います。これは私の意見です。

以上です。

- ○委員長(髙瀬重嗣君) ほかにご意見。滝田委員。
- ○委員(滝田一郎君) こういった心配、本当に真摯に受け止めてこういった陳情を出されるということに対しまして、本当に心配だなと。今日も傍聴されている方、お子様連れていらっしゃって、真剣に取り組んでいらっしゃるのだなという気持ち、十分に理解いたします。その上で、私も孫たちを今育児中で、そしてパパとママがそれを手伝っているといったような状況下で今やっていまして、本当に若い世代のことを心配しています。

また、一方で、少し医療に関するところの理事ということもやっていまして、医療に関することもその一端を担っていると言っては大げさなのですけれども、そういったところなのです。そうした中で、情報をどう取るかということをまず私考えるのですけれども、非常にネットとか情報が氾濫しているわけです。どれが正しいのか、この選択が私ども常に議員活動をやっていても悩むところです。そうした中で、今回の陳情にある安全かどうかなのですけれども、これに関しましては、先ほど大塚委員もおっしゃっていま

したが、どの情報を信用するかという中で、やはり国民である私としましては厚労省、そこの有識者会議であるとか、それらを煮詰める医系技官という国家公務員でも総務職試験を受けないでなる専門の方々が大勢いらっしゃるのです。実際現場で医療をやってきた人が医系技官として厚労省とか、そういった人たちが本当に知恵を、日本の医療の最先端の知識、そういったもの、環境とか考えた中で組み立てたものが現在のワクチンの接種の方針だと思うのです。ということで、情報からいくと、私はやっぱり厚労省で出している情報、それに沿ったワクチンの接種体制というのが必要だというふうに考えます。

それから、少し話が長くなって恐縮なのですけれども、大丈夫でしょうか。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) どうぞ。
- ○委員(滝田一郎君) 歴史的に見まして、このウイルス感染症の大規模な流行というのは新しい現象ではなくて、振り返ればペスト、そして天然痘などありましたが、これらは全て、例えば天然痘だと寛政2年に緒方春朔という人が全国に広めて、その6年後にイギリスのエドワード・ジェンナーという人が、安全性の高い牛痘種痘法でこれを撲滅したという歴史もあります。ある意味、歴史から学ぶ様相というのもあるのだろうというふうに考えます。

それから、ワクチンは7割とか8割やったことによって今の安定した、この後第6波、分かりませんけれども、現時点では収まってきている。これは、やはり7割、8割、そういう方々が接種をしている。1人は万人のために、万人は1人のためにという、何か政治のような話でありますけれども、まさにそういったことで、そしてその多くの人たちがそれに賛同してやっていけば減らせるという背景があると思うのです。それから、このワクチンもそういう観点から、市民の市民による市民のためのワクチン接種ということも言えるのかなというふうに、ちょっと予断ですけれども、考えています。

そういったことで、現在70%以上の人が接種をすることによって、この安定した状況を保たれているというふうに考えますと、あながち、陳情団体のご心配は分かるのですけれども、ですが、やはり多くの人たちが心配もしながら、本当に大丈夫かな、将来この遺伝子変わってしまうのかなとか、いろんな心配しながら、でも今を乗り切るためにやってくれて、これは歴史なので、また100年後、200年後にその結果が出るのですけれども、ただ今を生きる私たちにとっては、この日本最先端の医学を中心とした先生の意見に沿ってやっていくことが我々地方議員の努めだというふうに考えています。

以上でございます。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 委員の皆様に申し上げますが、陳情者にすごく気を使っていらっしゃって優しい のは分かるのですが、意見、こちらにお願いします。ずっと向こうに向かってお話を。ここでお話をして いただきたい。
- ○委員(滝田一郎君) 採択はできないということです、結論から言って。
- ○委員長(髙瀬重嗣君) ほかに意見はございませんか。 大豆生田委員。
- ○委員(大豆生田春美君) 18歳から39歳ということで、若い世代へのワクチン接種、今後日本を担っていただける、そういう若い人たちへの接種なので、特に気をつけてほしいということでのこれは中止の陳情なのかなという思いはいたしておりますが、ただ日本でのこれは承認を既に得たワクチン接種であるので、国が進めているという部分では、これをすることによってこの事態を乗り切れるのではないかという日本

政府としての考えであり、それに関する専門的知識を持っている方のご意見等もいただきながら進めてき ているワクチン接種であるというふうに自覚しております。

また、本市のこの接種率を見ましても、2回目接種が約78%を進んできている状態の中で、ただいま滝田委員がおっしゃいましたけれども、7割、8割が接種されていくことによって今の現状が守られてきているということも確かであるというふうに思っています。ですから、大田原市としてこの接種率が非常に高くなってきている。あくまで接種するしないは本人、またお子さんであれば保護者の方が決めることということであって、決して強制ではないという部分が非常に大事なことであると思っているのです。ですから、この本市の結果も含め、この国の流れからいっても、もうあえて中止を国に求める必要はないのではないかという感じが私はしております。

○委員長(髙瀨重嗣君) ほかにご意見はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(髙瀨重嗣君) ないようであれば、陳情第4号に対する意見は以上で終了いたします。

お諮りをいたします。陳情第4号は、皆さんのご意見をお伺いした結果、不採択とすることにご異議は ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(髙瀨重嗣君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は不採択とすることに決しました。

◎陳情第5号 新型コロナワクチン非接種者への差別禁止に関する陳情書

○委員長(高瀬重嗣君) 次に、日程第7、陳情第5号 新型コロナワクチン非接種者への差別禁止に関する陳情書について議題といたします。

陳情第5号の説明を事務局に求めます。

事務局。

○事務局(植竹 広君) それでは、陳情第5号 新型コロナワクチン非接種者への差別禁止に関する陳情書についてご説明いたします。

提出者は、栃木県佐野市新吉水町547—2、栃木命と人権を守る市民の会、代表幹事、葛西慶子氏であります。設立会員数、活動経緯、目的等は、さきの陳情第4号においてご説明いたしましたとおりであります。

それでは、陳情内容についてご説明いたします。陳情の趣旨としては、新型コロナワクチンパスポート 及びそれに類する非接種者への差別を助長する仕組みの導入の阻止、ならびに非接種者差別を禁止する条 例の制定を求めます。

2、陳情の理由、日本国内においてワクチン未接種者への差別を禁止する条例のある自治体について、 現時点で都道府県においては8県、市町村レベルで制定している自治体は栃木県那須塩原市を含め全国で 3市あることが、共同通信のアンケートで明らかになりました。

ところが、群馬県では10月13日付けで「ぐんまワクチン手帳」なるものの運用が開始となり、市民の間

で困惑が広がっています。この取り組みは県議会の各会派からワクチンを打てない人や打ちたくない人への差別を懸念する声が続出し、内容を見直す動きとなりました。また、子育で中の保護者や社会人で作る「子どもの笑顔を未来につなぐ会@ぐんま」は9月末、ワクチン手帳への反対署名2,125名分を群馬県に提出したことが、10月13日の朝日新聞朝刊でも取り上げられています。また本県でも、18歳~39歳の若者を対象とした「ワクチン接種促進キャンペーン」といった「物で釣って接種させる」ようなキャンペーンが行われており、県が主導してこのようなキャンペーンを推し進めることは、本来任意であるべきワクチン接種の選択の自由を脅かす恐れがあると危惧しております。

上記のような形で接種者にのみ特別な優遇を提供する取り組みは、ワクチン未接種者への差別を増長する行為であり、市民における社会生活に支障をきたす恐れがあります。本自治体おいては、群馬県で起きているような混乱をきたすことのないよう、ワクチンパスポート及びワクチン未接種者への差別を助長する仕組みを導入しないでいただけますよう、お願い申し上げます。また、那須塩原市を倣った未接種者への差別を禁止する条例の制定についても、併せて陳情いたします。

説明は以上であります。陳情についてご審議くださいますようお願いいたします。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 説明が終わりましたので、これより陳情第5号に対する意見を行います。 大塚委員。
- ○委員(大塚正義君) この那須塩原市等の条例等と同じ目的で、栃木県でも新型コロナとの闘いを乗り越えるオールとちぎ宣言がされていると思います。改めてこの新条例の必要はないのではなかろうかと。むしろこのオールとちぎ宣言のさらなる啓発と時間とその力を、そこに啓発に注いだほうがいいのではなかろうかというふうに私は考えております。

以上です。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 大豆生田委員。
- ○委員(大豆生田春美君) 私の周りでこういった差別というようなことは全く聞いたこともなく、されているということも聞いたことございません。私の周りで、確かにワクチンを打たない方がいらっしゃいます。やっぱりその方は、もうたくさん薬を飲んでいて、副反応が心配だから私やらないわとか、持病があるので、副反応が怖いからやらないわという方は確かにおります。ただ、そういった方がいても、もうそういう理由があるのであれば、ワクチンを打たなくても仕方ないのではないかという思いも持っておりますし、そこでなぜ打たないのだろうと、この人の思い分からないわなんていうようなことも全く思ったこともございません。打つ打たないは、先ほども申し上げましたけれども、ご自分が決めることであって、それを強制されるものではないというところで、この環境からしても差別の環境ではないし、そのもう全県挙げて差別はいけないというキャンペーンをしっかりと行われている状況の中で、皆さんの中に差別ということをしてはいけないという環境がかなり整っているというふうに私は思っておりますので、これをあえてこの条例までつくってやっていく必要はないのではないかと、今の現状の大田原を見てもそんなふうに私は感じています。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) ほかの意見ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(髙瀨重嗣君) ないようですので、陳情第5号に対する意見は以上で終了いたします。

それでは、採決をいたします。

陳情第5号につきまして、不採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

- ○委員長(高瀨重嗣君) ご異議ないものと認め、陳情第5号 新型コロナワクチン非接種者への差別禁止 に対する陳情書については、不採択とすることに決しました。
 - ◎陳情第6号 学校及び保育機関でのマスク着用推奨中止を求める陳情書
- ○委員長(高瀬重嗣君) 次に、日程第8、陳情第6号 学校及び保育機関でのマスク着用推奨中止を求める陳情書についてを議題といたします。

陳情第6号の説明を事務局に求めます。

事務局、お願いします。

○事務局(植竹 広君) 陳情第6号 学校及び児童保育機関でのマスク着用推奨中止を求める陳情書。提出者は、栃木県佐野市新吉水町547—2、栃木命と人権を守る市民の会、代表幹事、葛西慶子氏であります。 こちらも設立会員数、活動経緯、目的等は、さきの陳情第4号においてご説明いたしましたとおりであります。

それでは、陳情内容についてご説明いたします。 1、陳情の趣旨、学校及び児童保育機関で、児童生徒及び教職員のマスク着用推奨を中止し、咳エチケットへの統一を求めます。

2、陳情の理由、2021年2月、大阪・高槻市でマスクを着けて体育の授業を受けていた小学5年生の男児が死亡したと報じられました。小児医学専門誌「JAMA Pediatrics」に掲載された論文によると、マスク着用後たった3分で、マスク内の二酸化炭素濃度が危険とされる数値の6倍に上昇するという結果が出ています。二酸化炭素濃度の上昇は高炭酸ガス血栓を引起し、頭痛・めまい・倦怠感・吐き気などの症状を招き、昏睡・呼吸停止に至ることもあるとされています。また、「マスク着用に感染を防ぐ効果の科学的根拠はない」と厚生労働省も回答しており、マスク着用は感染拡大対策の「咳エチケット」のうちの一つの方法に過ぎず、マスク着用によるリスクを理解し許容できる人による選択であるべきと考えています。特に生徒及び児童においては自己判断が難しく、さきに述べたような悲しい事故に至る可能性を払拭できません。また、大人の口元が見えないことにより、子どもの言語の習得や人間的情緒の発達を著しく阻害するという論文も発表されています。よって、学校及び児童保育機関における感染拡大防止対策としてのアナウンスは、マスク着用ではなく「咳エチケット」に統一していただきますよう陳情いたします。

説明は以上であります。陳情についてご審議くださいますようお願いいたします。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 説明が終わりましたので、これより陳情第6号に対する意見を行います。 滝田委員。
- ○委員(滝田一郎君) ちょっとさっきの話とも少し重複するのですけれども、確かに保育園とか小学校、 私も2か所の保育園掛け持ちとか、小学校とか送迎することもあるのですけれども、そうした中で、確か に小さいお子さん、マスクしなかったらしないで済むのならいいよねという思いは非常にあります。これ

は、陳情されている方、多くの方がそれは思っていると思います。ですが、やはりマスク着用というのは、 一時ブラジルか何かの大統領というのですか首相というのかな、がしなくてもいいみたいなことで、ただ その結果、爆発的に流行したという事例もありまして、そうした中で、やはりさっきの1人は万人のため に、一人ひとりがやはり人に感染させない、そういう思いをしっかりやっていく必要があるというふうに 考えるのです。そのためにはやはりマスク着用というのは必要だというふうに私は考えております。 以上です。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 大塚委員。
- ○委員(大塚正義君) 私は、世界保健機構WHOが推奨しているとおりに飛沫感染予防、これらをやっぱり進めたほうがいいというふうに思います。学校等においては状況により、いつもマスクしていなければいけないのだよということではなく、運動する場だったりとか、その状況によりマスクの着脱を適切に指導する。そういう今からですと、もう今も行っているとは思うのですが、さらに適正使用の指導、そこに力を入れていただきたいなというふうに思います。マスクは実際にはしていただいて、各先生方にはさらにそういうところの着脱の適正に利用できるように、お話なんかもまめに行っていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長(髙瀨重嗣君) ほかに。

大豆生田委員。

○委員(大豆生田春美君) マスク着用についてですけれども、やはり今マラソンとか駅伝とか見ても皆さんマスクしていらっしゃらないですよね。ですから、学校の授業であっても、マスクをつける必要があるものとないものと今、大塚委員言いましたけれども、きちんとその辺の縦分けをしていただくという部分も大事なことなのではないかなと思うのです。ただ、マスクの着用は、その咳エチケットだけではなく、先ほどからご意見として出ております飛沫感染防止という部分が大きいというふうに思っているのです。話している中で、口から必ず細かいしぶきが飛び散っていて、このしぶきの中に細菌やウイルスが含まれていれば、相手にうつしてしまうという危険性はもちろん、これは否定できないことであって、このためにマスクは着用する必要があるのではないかというふうに思っているのです。

ただ、そのお子さんが言語的に問題があるのではないかという部分では、ご家庭の中ではマスクをしていないご家庭であるというふうに思っておりまして、お父さん、お母さんの口の動かし方とか、おじいちゃん、おばあちゃんとか、そういった部分の表情でこのコミュニケーションを取るよう心がけていただければ、そこら辺は学校だけではないので、何とかなるのではないかなという思いがしていまして、やはり一番危惧しているのは、飛沫感染防止のためのマスク着用という部分は、これは避けて通れないのではないかなということを今感じておりまして、これが中止を求めるということはしないほうがいいのではないかということを感じております。

- ○委員長(髙瀬重嗣君) ほかにございませんか。 滝田委員。
- ○委員(滝田一郎君) これも大塚委員がおっしゃったことなのですけれども、やはりケース・バイ・ケースです。例えば通学のときに1メートル以上集団登校のときに離れたら、夏の暑いときやそういうときは

気象なんかも勘案して、通学班の中でちゃんと距離を取って、どこからどこの信号まではマスク取っていいよだとか、そういったことをしっかり決め事をするとか、学校内でもその授業においてそれをしっかり求める、また保育所とかでもお遊戯会であったりいろいろ活動があるわけですけれども、そうした中で十分にやり方というのか、そういったものを固めていってやっていただくことが望ましいということで、重ねて、意見に近い話ですけれども、申し上げます。

以上です。

○委員長(髙瀨重嗣君) ほかに意見はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(髙瀬重嗣君) ないようですので、陳情第6号に対する意見は以上で終了いたします。 お諮りをいたします。陳情第6号は不採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

- ○委員長(高瀨重嗣君) ご異議ないものと認め、陳情第6号 学校及び保育機関でのマスク着用推奨中止を求める陳情書については、不採択とすることに決しました。
 - ◎民生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 次に、日程第9、民生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題 といたします。

この案件につきましては、別紙の調査事件について、議会閉会中も継続したい旨、会議規則第102条の規 定に基づき議長に申し出たいので、委員の同意を求めるものです。

現在タブレット端末に掲載いたしましたのは、昨年と同じものでございます。内容に関し具体的なものを取り上げることもできますので、具体的なものがあれば追加をいたしますし、昨年と同じであれば、このまま提出いたしますので、委員の皆様にご一読していただき、内容をご確認いただければと思います。 どうぞ、ご一読をお願いします。

(内容確認)

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 何かありますか、調査事件、この18。 滝田委員。
- ○委員(滝田一郎君) 今陳情に出ているようなことです。先ほども意見に近いことを言っていましたけれども、具体的にやるかどうかはあれなのですけれども、学校とか保育所とかそういったところでですね、何かそういったことで我々民生として、どういうケースでマスクをつけなくても平気だという、いいのかを勉強なんかできたら。
- ○委員(滝田一郎君) 難しいのかな。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 11番、1番等でできるかな。
- ○委員(滝田一郎君) その辺の中で含みとしてやっていただければ、あえてこれ直さなくてもいいと思いますけれども。
- ○委員(引地達雄君) 着脱を見に行くの。

- ○委員(滝田一郎君) いや、見に行くというか……
- ○委員長(髙瀨重嗣君) どういう環境でマスク……
- ○委員(滝田一郎君) いや、どういう環境のとき……
- ○委員(引地達雄君) 着脱を見に行くのですか。子供だから。そういうのは文書で学校へ送ってもらえば いいのではないの。
- ○委員(滝田一郎君) そうだよね。
- ○委員(引地達雄君) そうだよねでは困ってしまうな、これ。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) おトイレを視察に行くのもいいですし。

(何事か言う人あり)

- ○委員長(髙瀬重嗣君) 機会があれば着脱、どういうところで脱ぐべきかというのもお伺いしてもいいのかなと。見るというよりは。
- ○委員(引地達雄君) いや、それは委員長、それは教育委員会へ聞いたほうが早い。行かなくても。
- ○委員(大豆生田春美君) 聞いてもらえばいいのではないの。どういう形のときにマスクを外させている のかというのを、保育園とか学校の場合とか違うと思うので、そういったところを知っておくことも大事 なことかなと思いますよね。
- ○委員長(髙瀬重嗣君) この調査事件全体に関しての中にそれ、新たな項目を設けなくても大丈夫ですか、 その施設……
- ○委員(大豆生田春美君) 保健衛生でいいのではないのですか。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 保健衛生児童福祉。
- ○委員(新巻満雄君) どこかに入りますよ。
- ○委員(滝田一郎君) どこへでも入れられるでしょう。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) ですね。
- ○委員(引地達雄君) 滝田君の孫の親らは歯医者やっているのだもの、処置来ても……
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 内容は個々にご確認いただけましたでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○委員長(髙瀨重嗣君) それでは、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(髙瀨重嗣君) 異議なしと認めます。

よって、民生文教常任委員会の閉会中の継続調査申出については、別紙調査事件のとおり議長に申し出ることといたします。

◎散 会

○委員長(髙瀨重嗣君) 以上で当委員会の審査は全て終了いたしました。 本日は、これをもちまして散会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時06分 散会